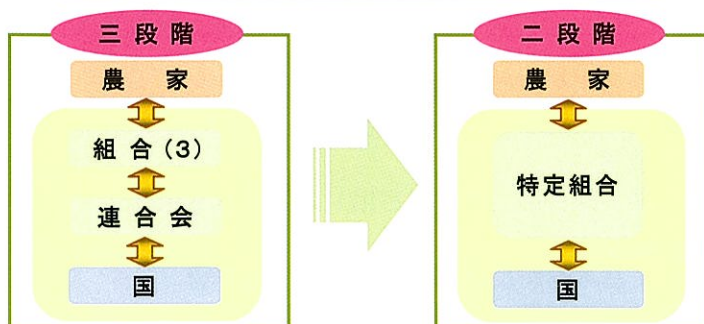


青森県のNOSA I 団体は

1 県 1 組合化 (特定組合化) を目指します

将来にわたり安定的かつ効率的に農業共済事業を実施し得る組織体制の確立を目指し、協議を進めています。

組織機構は三段階制から二段階制へ



【新たな組織体制の目指す方向】

1. セーフティーネット機能として安定的な事業運営が図れる体制
2. 組合員との接点強化とサービスの維持向上
3. 業務の効率化による運営コストの更なる削減
4. コンプライアンス態勢の強化
5. スピード感を持った事務処理

- 全国の1組合化状況
平成28年12月末現在で23都府県が1組合化（29年度には7府県が合併予定）
- 今後、青森県農業共済組合合併推進協議会(仮称)に移行し、具体的な協議を進めます。
詳しくはNOSA I 青森（青森県農業共済組合連合会）のホームページをご覧ください。

1県1組合化(特定組合化)に向けた取組み

● これまでの検討経過

- 平成22年11月 「農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について」(農水省)

【検討組織の設置、協議状況】

- 平成23年度 青森県農業共済組織整備検討会 (組合・連合会の職員)
- 平成25年度 青森県農業共済組織整備検討委員会 (組合・連合会の参事、部長)
- 平成26年度 青森県農業共済組織整備研究委員会
(連合会理事、正副組合長、組合・連合会の参事、参与：県主管課長)
同研究委員会幹事会 (組合・連合会の参事、部長、県主管課)
- 平成27年 3月 第5回研究委員会において「1組合化を前提に取組む」ことを決定
- 平成28年 6月 研究委員会幹事会における合併先進県視察
- 平成28年11月 研究委員会における合併先進県視察
- 平成29年 2月 第11回研究委員会において1県1組合化(特定組合化)に係る [基本構想](#) 及び基本事項の骨子に合意
- 平成29年 3月 組合、連合会の各理事会において基本構想及び基本事項の骨子を承認
- 平成29年 6月 第1回青森県農業共済組合合併推進協議会(仮称)を開催(予定)

新たな組織体制の目指す方向

- 1. セーフティネット機能として安定的な事業運営が図れる体制**
 - 県下全域に均質な補償を提供
 - 被害発生時の危険分散による制度の安定運営
 - 財務基盤の強化と資金の効率的な運用
- 2. 組合員との接点強化とサービスの維持向上**
 - 地区担当職員のフィールドワークの強化
 - 広報体制の充実強化
- 3. 業務の効率化による運営コストの更なる削減**
 - 管理部門の集約化による業務の効率化
 - 業務集約によるコスト削減
 - 統一システム対応による効率化、合理化による経費削減
- 4. コンプライアンス態勢の強化**
 - 業務執行の責任体制、内部牽制組織の充実強化
 - 内部監査の充実強化
- 5. スピード感を持った事務処理**
 - 事務処理の統合による意思決定の迅速化
 - 組織統合による迅速な損害評価と共済金の早期支払い

今後、青森県におけるNOSA I 団体が、将来にわたり安定的かつ効率的に農業共済事業を実施し得る事業基盤及び実施体制を確立することを目指し、具体的な協議を進めて参ります。

農家組合員の皆様には、本取組みの趣旨につきまして、ご理解くださるようよろしくお願い申し上げます。

《ご質問にお答えします》

1 県 1 組合化（特定組合化） Q & A

Q 1 県 1 組合化（特定組合化）とは

A 現在の 3 組合（津軽広域、ひろさき広域、南部地域）が合併し、県全域を区域とする 1 県 1 組合となります。さらに、連合会の権利・義務を承継し、組合と連合会が一つとなった組織を「特定組合」といいます。

また、特定組合化により、組織機構は三段階制（組合 ⇄ 連合会 ⇄ 国）から二段階制（特定組合 ⇄ 国）へ移行します。

Q なぜ、1 県 1 組合化は必要なのか

A 農業者の高齢化、離農等により農家戸数や栽培面積は年々減少傾向にあり、また、今後の収入保険制度の導入及び N O S A I 制度の見直し等、N O S A I を取り巻く情勢は大きく変化しております。

このような状況の中、将来にわたり安定した N O S A I 事業運営を維持し、効率的な組織体制の構築と事業運営の合理化を図る必要があります。

Q 1 県 1 組合化のメリットはどのようなものか

A 1 県 1 組合化のメリットとしては、以下の事項があげられます。

- ・ 県内全域で均質なサービス・補償の提供が可能となります。
- ・ 多数の加入者により危険分散が図られ、事業運営基盤が安定します。
- ・ 財務基盤が強化され、資金の効率的な運用が可能となります。
- ・ 運営コストの削減、業務の合理化・効率化、ガバナンスの強化などが図られます。
- ・ 大災害時など職員の動員が今まで以上に可能となり、迅速な損害評価、共済金の早期支払いが図られます。

Q 組合員サービスは維持できるのか

A 組合員からの質問への対応、組合運営に係る説明、制度内容の説明など、地区担当職員のフィールドワークの強化を図り、組合員により一層のご理解をいただくための活動に努めます。

また、組合員との密接な連携を保つため重要な役割を担っていただいている N O S A I 部長や、損害評価の要として適正な損害評価の実施に重要な役割を担っていただいている損害評価会委員、損害評価員は現行体制を継承することを基本とします。

Q 組織体制や事業内容などは変わるのか

- A 事務所の所在地については、本所は青森市、支所は五所川原市、弘前市及び十和田市に置くものとし、現在の連合会及び組合の事務所を継承し、また、家畜診療所については、連合会家畜診療所事務所（東北町）を使用することを基本とします。
- 新組合の機構、事業推進・損害評価体制については、現在協議中ですが、組合員の皆様にご不便をおかけしない体制にするとともに、皆様のニーズに対応した事業を実施していきます。

Q 事務費賦課金はどうなるのか

- A 県内3組合の最低賦課単価に合わせることを基本としますが、格差の大きい水稲共済及び果樹共済については、一定期間現在の組合の賦課単価を引き継ぐことで検討しています。

Q 共済掛金率はどうなるのか

- A 1組合化以降、基準共済掛金率が一般に改定されるまでの数年間は、合併特例により現在の組合が共済規程で定めていた共済掛金率を適用することとします。
- また、危険段階共済掛金率について、現状から大きく変動しないよう考慮するとともに、不均衡が生じないように適宜設定するものとします。

Q 全国の1県1組合化の状況は

- A 既に23都府県が1組合化しており、また、1組合化に向け取組みを進めているのは19府県となっており、その内7府県が平成29年度中に1組合化を予定しています（平成28年12月末現在）。